第 2 回

議員の定数等に関する検討委員会会議録

平成16年7月5日

相模原・津久井地域合併協議会

相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会 第 2 回議員の定数等に関する検討委員会会議録

国 次

	て第	
出席者	者名簿2	
開	숲	. 3
議	題	. 3
その	他	.23
閉	会	.26

相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会第2回議員の定数等に関する検討委員会会議録

日時:平成16年7月5日(月)午後2時から

場所:城山町立公民館大会議室(町民センター2階)

会議次第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1)事務事業の一元化について
 - (2)その他
- 3 その他

第3回議員の定数等に関する検討委員会開催日程

日時 7月28日(水)午後2時から

場所 けやき会館(相模原市)5階 大樹の間

4 閉 会

出欠席者名簿

出席委員(11名)

山岸一雄委員長、梶野勲副委員長、久保田義則委員、佐藤賢司委員、小林一郎委員、 田中武夫委員、長友克洋委員、小野志郎委員、菊地原一朗委員、荒井三和委員、 荒井正次委員

欠席委員(1名)

永井宏一委員

事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、小林輝明副主幹、齋藤淳副主幹、網本淳副主幹、菊地原央主査、高野弘明主査

議会事務局

- < 相模原市 > 白井武司議会事務局長、近藤義則参事兼議事調査課長、井上健二庶務課長、 長谷川雅一担当課長、中村達雄担当課長、今村由里副主幹、中島秀臣副主幹
- < 城 山 町 > 八木正光議会事務局長
- < 津久井町 > 柳川宝議会事務局長
- < 相模湖町 > 井草浩議会事務局長

傍聴者

一般傍聴(16名)、報道関係者(1名)

開会 午後 2時00分

開 会

山岸委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第2回議員の定数等に関する 検討委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。本日、永井委員より欠席の旨、 通告がありますので、ご報告申し上げます。

本日の会議録署名人として、2名の方をご指名させていただきたいと思います。相模原市 の佐藤賢司委員と津久井町の荒井三和委員にお願いいたします。

議題

議題(1) 事務事業の一元化について

山岸委員長 それでは、議題に入らせていただきます。

議題の(1)、「事務事業の一元化について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 それでは、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料の1ページは「総括表」でございますが、第1回のこの検討委員会の中で、「議員の定数及び任期の取扱い」という項目と、それ以外に、「事務事業の一元化について」というのが本委員会での検討事項とさせていただきました。そういう中で、「議員の定数及び任期の取扱い」を除いた12の項目について、本日、資料をまとめてございますので、ご提案をさせていただくものでございます。

「総括表」については後ほどご説明させていただくとして、具体的な個々の内容について、 2ページ以降でご説明をさせていただきます。

まず、2ページでございますが、資料の見方でございますが、左上に、1番から、後ほど 出てきます12番までございまして、ここでは議員の報酬等。その中身について、相模原市、 それから城山町、津久井町、相模湖町の順ですべて掲載させていただいております。 それと、その右側の課題というところにつきましては、主には1市3町の相違点、それと、 課題があれば課題について記載をさせていただいております。それで、その次の調整方針で ございますが、その課題を踏まえた中で、1市3町の事務事業について今後どのようにして いくかというのを調整方針の中でまとめさせていただいております。

それでは、議員の報酬等について、具体的にご説明をさせていただきますが、時間の関係 もございますので、主には大きな相違点についてご説明をさせていただきます。

まず、議員の報酬等についてでございますが、これは、ご覧いただくとおわかりになりますように、相模原市の議員の報酬が、議長の77万9,000円から、その何行か下になりますが、議員の67万円まで、月額でございますが、このようになっておりますが、城山町、津久井町、相模湖町につきましては、それぞれ、議長さんについては40万円弱、それから議員につきましては30万円弱、そのような金額になってございます。

それから、次の項目の期末手当についてでございますが、こちらについても、それぞれ支 給額とか支給割合について相違がございます。

それからあと、費用弁償等につきましても、同様に、1市3町それぞれ違いがございます。 例えば、費用弁償の中でも、2つ目の項目の日当については、支給がされていないところも ございますし、場所によってそれぞれ支給額が変わっているようなところもございます。

それから、最後の議員年金につきましては、それぞれ市と、それから町の場合では、所管している共済会の違い等もございまして、若干割合が変わっております。ここでは市の負担分について掲載をさせていただいておりますが、市の場合ですと、報酬月額に100分の10.5を乗じた額になるわけですが、町の場合ですと100分の11ということで、若干制度が異なってございます。

そういう違いを踏まえて、課題のところでございますが、報酬、期末手当の支給額・支給日、それから費用弁償の支給額・対象、そのようなものが異なってございます。それで、特例措置の内容により、財政的な影響が大きくなることも想定される。これは若干言葉が足りないんですが、ここでいう特例措置は、「議員の定数及び任期の取扱い」についての特例措置のことでございますが、どのような特例を適用するのかしないのかによっても、この影響が大きくなる。そのようなことが課題としてまとめてございます。

それで、調整方針でございますが、「議員の定数及び任期の取扱い」とあわせて調査、審議し、その結果により、合併協議会への協議事項とするか否かを検討する。これは何かといいますと、前回、第1回目の会議のときに、「議員の定数及び任期の取扱い」については、

合併協議会での協議事項、そのような整理をさせていただきました。それ以外の、今日ご説明させていただく12項目については、合併協議会への報告事項の整理をさせていただいたわけですが、今回、調整をした中では、この議員の報酬等についても、その「議員の定数及び任期」とあわせてご検討いただいた方がよろしいのではないかということで、その結果によっては合併協議会への協議事項にもなるし、報告事項にもなる。そこらあたり、今日は結論を出さない方がよろしいのではないか。「議員の定数」等の中であわせてご検討いただいた方がよろしいのではないか、そういう趣旨でのご提案でございます。

それから、3ページをお開きいただきたいと存じますが、こちらについては政務調査費で ございます。主な相違点については、相模原市の3つ目の項目の交付額のところで、月額7 万円でございますが、城山町が1万円、津久井町が8,000円ということでございます。

それから、次の項目の交付方法につきましても、相模原が年2回、城山、津久井が年1回の交付ということでございます。それで、相模湖町については制度がございません。

課題のところには、交付額、交付時期が異なる町や実施していない町がある。調整方針と しては、合併時に相模原市の制度に統合するということで考えてございます。

それから、次の項目、3番目の議会の国際交流についてでございますが、4ページでございます。相模原市は、目的にもございますように、議員の国際感覚の高揚等を目的に、友好都市でありますカナダのトロント市と無錫市につきまして、それぞれ隔年で議員団を派遣してございます。それで、3町につきましてはそのような仕組みはございません。ただ、津久井町さんについて、カナダのトレール市と友好都市の締結をされているようです。ただ、議員団という形での派遣はされていないということでございます。

そういう中では、調整方針としては、新市における友好都市交流の状況等を勘案しつつ、 合併時に相模原市の制度に統合するということで、津久井町さんが友好都市を締結されてい るところと新市の方で友好都市を締結すれば、そちらとの議会の国際交流についてもあわせ てやっていく方向で検討する、そういう趣旨でございます。

それから、次の項目、5ページでございますが、陳情と請願についてでございます。こちらについては、特に、最初の方で請願についてまとめさせていただいておりますが、相模原市のところをご覧いただきますと、 の提出期限ですが、請願の提出期限につきましては、定例会招集日の前日の5時までと、それから、それ以後については閉会日の2日前までに提出されたものについて議会の方へ上程するということになっていますが、例えば、城山町さんについては、1週間前に開催される議会運営委員会の2日前までに出されたものについて

は上程がされる。それ以後については、会期中に出されたものは議運の判断による。このような形で、津久井町さんについてもほぼ同様でございますが、議会運営委員会までに提出されたものが上程される。以後については議会運営委員会の判断によるということで、城山町さんとほぼ同じです。それから、相模湖町につきましては、議会運営委員会が開催される前日までに提出されたものが上程される。ここらあたりが大きな違いです。

あと、審査方法につきましては、城山町さんが、場合によっては委員会付託を省略すると いうケースがあるようです。ほかはすべて委員会付託になっております。

それから、 の審査結果については、相模原市が採択、不採択のいずれかでございますが、 3町につきましては趣旨採択も、例外的だと聞いておりますが、一部、趣旨採択についても 認めているということでございます。

それから、一番最後の項目の、これは陳情でございますが、陳情についてもほとんど請願と同じでございます。それで、最後の項目の郵送で出された陳情の取扱いですが、相模原市の場合は、市外から出されたものについては原文のコピーの配付のみで、正式な陳情としては扱わないということでございますが、城山町と相模湖町については、それも持参の場合と同様に扱う。津久井町については議運の方でのご判断によるという、そのような違いがございます。

課題としては、請願・陳情の受付期日だとか審査方法、結果の取扱いが異なる。それは異なるんですが、調整方針としては、合併時に相模原市の制度に統合するということでございます。

それから、6ページ目、5番目の議会報の発行についてでございますが、こちらについては、3つ目の項目あたりに出てくる発行回数については、定例会ごとに発行がされている。ただ、規格については、相模原市がタブロイド判で、3町についてはA4判ということでございます。

それから、1つ飛ばして配布方法。これは大きな違いでございますが、相模原市の場合は 新聞折り込みを基本としておりますが、3町につきましては自治会経由での配布が中心でご ざいます。

それから、次の項目の点字版だとか録音版については、相模原市と城山町で発行がされて おります。

それから、1つ、予算を飛ばした次のところ、編集の方法でございますが、相模原市は、 基本的には議会事務局の方で原稿とかを作成し、割付け案も作成します。それで、割付け案 を議会運営委員会の方でご承認をいただいているということでございますが、3町につきましては、それぞれ議会だより編集委員会とか特別委員会を設置して、そちらの方での編集が主になっております。一部、議員さんにも原稿を書いていただいているというふうに承知をしております。

違いは以上で、課題のところでは、配布及び編集等が一部異なるということでございますが、合併時に相模原市の制度に統合するということでございます。

それから、次の7ページのところ、6番目で、本会議についてです。これは8ページまで続いておりますが、本会議については、定例会の回数は4回ということで、1市3町、同じでございます。

それから、次の定例会の本会議の主な運営、3つ目の項目でございますが、こちらについては、相模原市のケースですと、1日目に提出議案の一括説明、2日目にその質疑。全体について一括した質疑になるわけですが、それから委員会付託。それから、陳情・請願等についても委員会付託になる。それで、3日目に委員会報告があって、表決がされる。それで、その後、一般質問等がされるということでございますが、これに対して、3町、ほぼ同じでございますが、特定のものを除いて、本会議での説明・表決になります。委員会付託されるものについては、例えば、城山町さんのところにありますように、当初予算と決算、それから新規条例等、こういうものについては委員会付託がされて、以下、委員会の審議、委員会報告等がされて、表決が本会議でされる。その後、一般質問等ということで、この流れについては3町とも同じで、ある意味でいえば、3町は本会議の方に重きを置いているということが言えるのではないかと思います。

それから、次の項目の会議時間は、若干、一部、10時からというところもありますが、 それから議案の審査方法については、相模原市は委員会付託が原則ですが、3町については、 先ほど申し上げましたように、一部のものについては委員会付託ということで、それ以外は 本会議で即決がされる。

それから、次の予算・決算の審査方法ですが、相模原市は、予算、補正予算を含んで、それと決算、これについては各常任委員会への分割付託になっておりますが、各町それぞれ若干の違いはありますが、予算・決算については、それぞれ特別委員会を設置して、そちらの方へ付託をされる、特別委員会への付託が中心でございます。

それからあと、総括質疑等については、相模原市が、先ほど申し上げたように、2日目に本会議で議案についての総括質疑がされるんですが、類似のは、津久井町の方で予算・決算

について総括質疑がされるということ。

それからあと、一般質問については、すべてのところで一般質問が最後の方でやられるということでございます。

それから、8ページのところをご覧いただきますと、本会議の続きでございますが、上から2つ目、これは委員会付託を省略する案件ということで、相模原市の場合は、人事だとか専決処分の承認・意見書、それと委員会付託をする暇のないものということでございますが、城山町さんのところですと、予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会付託をしていないということでございます。残り、ほかの2町についても同様でございます。

あとは、特段大きなものですと、下から4つ目か5つ目、傍聴のところにございますが、 相模原は資料の貸与をしていますが、3町については特段資料の貸与はしていないということ。

あと、会議録の検索で、相模原と城山町についてはインターネットでの検索ができるということでございます。

以上、主な違いですが、7ページの課題のところをご覧いただきますと、定例会の開催回数は各市町とも同一であるが、本会議の運営等についてはそれぞれ異なるということでございますが、調整方針としては、合併時に相模原市の制度に統合するということでございます。

それから、次の9ページをお開きいただきたいと思いますが、常任委員会です。これも次の10ページまで続いておりますが、委員会数、一番上のところですが、相模原市が5つの常任委員会、それから城山町と津久井町が3つの常任委員会、相模湖が2つの常任委員会ということで、当然、それぞれ委員の定数とか所管事項についても異なってございます。

それと、次の項目、委員の任期ですが、相模原が1年で、3町はすべて2年の任期になっています。

それから、委員会の開催方法については、相模原市と城山町もそうですね、1日1委員会。 津久井と相模湖は1日2委員会まで開催がされるようです。

それから、10ページのところですと、若干、傍聴のところでの、10ページの中ほどの 傍聴のところでの資料の貸与が、相模原と城山町で貸与がされていますが、津久井と相模湖 については、委員長の許可を得て、写しを配布するということのようです。

そのような違いを踏まえて、9ページのところになりますが、課題が、委員会数、所管事項、委員任期、審査方法等が各市町で異なる。調整方針としては、合併時に相模原市の制度

に統合するということでございます。

それから、11ページをお願いいたします。特別委員会でございますが、こちらについては、相模原市が5つの特別委員会、城山町が2、津久井町が6、相模湖町が1委員会ということで、それぞれ記載のような委員定数と付議事件になってございます。

それから、傍聴等については、先ほどの常任委員会と同じでございます。

課題については、設置委員会、委員会数等が各市町で異なるということで、調整方針につきましては、運営方法については相模原市の制度に統合し、それから新たに設置する委員会については合併後に決定するということで、当然、同種のものについては統合することになるわけですが、地域性だとか特別の事情によって設置されているものについては、合併後にその必要性について検討させていただくと、そういう趣旨でこのような形でまとめさせていただきました。

それから、12ページは、9番、議会運営委員会です。これについても次のページまでまたがりますが、相模原市の場合は、構成として、委員の選出要件として、所属議員が3人以上の会派が委員の選出の要件になってきます。条例定数は13人以内ですが、現行定数が8人で、正副議長が常時出席をしております。代理出席については、議案等の審査以外については代理出席を認めているという状況でございます。城山町については選出要件は特になくて、津久井町は、特にはないんですが、1つは副議長が委員となるということで、相模湖町については、常任委員会の委員長常任委員会は2つございましたが、それぞれ委員になる。そこらあたりが要件になります。あと、定数等については記載のとおりでございます。それから、正副議長では、城山町が議長のみ出席されるということで、あとの2町については正副議長とも出席されるということになります。それから、代理出席については3町とも認めていない。

それから、任期については、相模原市が1年で、3町は、いずれも2年の任期でございます。

それから、協議事項につきましては、若干異なるところもございますが、後ほど出てまいります、任意の協議組織として全員協議会等とすみ分けをしているところもありまして、若干違いが出ています。例えば、相模原市のところの協議事項の の点の3つ目のところ、議席の指定(変更)に関することということで、相模原市の場合ですと議会運営委員会の協議事項になっているんですが、3町ともこれは全員協議会での協議事項になっている。そのような違いが若干ほかのところにも紛れてございますが、基本的には同じでございます。

それから、次の13ページをご覧いただきますと、傍聴等については常任委員会と同じで ございます。

それから、下から2つ目の記録につきましては、相模原の場合は、発言等を記載した会議録のほかに、いわゆる要点、結果等、決定事項等を記載したものも作成してございますが、3町については、会議報告書をそれぞれ作成しているという状況でございます。

違いは以上でございますが、12ページのところへお戻りいただきまして、課題と調整方針ですが、課題は、委員選出要件、委員任期、協議事項等が各市町で異なる。ただ、調整方針としては、合併時に相模原市の制度に統合するということでございます。

それから、14ページでございますが、任意の協議組織でございます。全員協議会につきましては、1市3町ともそれぞれ設置がされてございます。それで、協議事項についても、議決対象とならない重大な事項とか突発的に発生したような事項、将来に大きな影響を与えるような施策、ここらあたりについては1市3町共通でございます。ただ、3町については、その全員協議会のの協議事項の4番目から、4、5、6番目の点まで、相模原とは違う形で加わっております。議会の役員についてとか、議席の指定について、変更について、それと執行機関の附属機関等の議会選出等の委員の選考について、この3つの項目が3町とも全員協議会の協議事項として整理がされております。

それから、全員協議会の傍聴については、認めていないのが相模原市と城山町。津久井町 と相模湖町については原則公開ということでございます。

それから、それ以外の協議組織については、相模原市の方で、代表者会議ということで、 各派の代表者による協議組織が設置をされています。それと、部会という形で、委員会の委 員による協議組織ということで、こちらについても相模原市は設置されておりますが、3町 については、代表者会議、部会についてはございません。ただ、城山町の下の方をご覧いた だきますと、議会活性化検討委員会という委員7名による議会の活性化に関する事項の検討 組織が設置をされてございます。

課題でございますが、代表者会議、部会は各町にはなく、全員協議会の協議事項等も市と 町では異なっているということでございますが、調整方針としては、合併時に相模原市の制 度に統合するということでございます。

それから、15ページをお開きいただきたいと思いますが、11番目として委任専決事項ということで、本来、議会の議決事項でございますが、首長への委任をされている内容についてでございますが、相模原市は5項目ありまして、工事等の、いわゆる議会の契約案件に

ついての変更契約をする場合とか、損害賠償の額の決定で一定額以下のものとか、それから 訴訟の提起だとか和解、それとあと公の施設が住居表示等で所在の表示が変更になったよう な場合とか、法令等を引用している場合で、その部分が改正になったような場合で判断の余 地がないような条例改正、この5つの項目でございますが、3町については、基本的には、 今申し上げた中で、変更契約と損害賠償の額の決定について、その項目が3町の共通項で、 城山町は、そのほかに軽易と認められるものというのが入って、3項目になっています。

こちらについても内容が異なるわけですが、調整方針としては、合併時に相模原市の制度 に統合をするということでございます。

それから、12、最後の項目でございますが、議会の刊行物ということで、それぞれ議会 だより以外でどういうものがあるかということで調べさせていただいたんですが、相模原市 の方で、「市政の概要」だとか、そこに書いてあるようなものを発行しておりますが、3町 の方では特筆すべきものは特段ないというようなお答えでございました。

そういう意味では、合併時に相模原市の制度のままでいくということになります。

以上、12項目についてご説明させていただきましたが、1ページの「総括表」のところ へお戻りいただきたいと思いますが、こちらについては、今申し上げた12項目についてま とめをさせていただいたものです。第1回目の事務事業の一元化の方針に基づきまして、基本的には相模原市の制度に統合するということで、特段の課題がなければそのようにという ことの方針のもとに調整をさせていただいたものです。

ただ、先ほど申し上げました1番の議員の報酬等につきましては、今後、この検討委員会の方で検討される「議会の議員の定数及び任期の取扱い」というのがございますので、そちらとあわせてご協議をいただいた方がよろしいのではないかということで、調整方針のとおり記載をさせていただいています。そういう中では、協議ランクについても空欄、それから調整区分 この調整区分というのは、2つ目以降に入っていますように、合併時に統合するとか、現行どおりいくとか、廃止するとかいうことなんですが、このところについても、そういう意味では空欄にさせていただいております。

それで、若干相違があるのが、3番目のところで、先ほど申し上げましたように、議会の 国際交流については、現行の津久井町さんのトレール市の状況等を見ながら、合併時に相模 原市の制度の中で検討していくということでございます。

それとあと、8番目のところでございますが、特別委員会。これについては、左から4つ目の区分でございます、調整区分。これは速やかに統合ということで、合併時ということで

はなくて、合併後にできるだけ早く、その特別委員会のあり方については新市の議会の中で ご検討いただくのが望ましいという、そういう形での調整方針にさせていただいております。 以上、12項目についてご説明をさせていただきました。

山岸委員長 「総括表」をひとつご覧いただきたいというように思います。「事務事業一元 化総括表」でご覧いただいているように、ただいま 1 2 の項目につきまして調整の方針等に ついて説明があったわけでございますが、まず最初の議員報酬等につきましては、これから 議員定数をどうするかということと非常にかかわりが深いわけでございまして、今日の検討 からは外させていただいて、後日また行うということにしたいというように思います。

そのほか、2から12までのものについての調整方針が今説明あったわけですが、すぐに決定、統合できるものと、それから若干検討をしなければいけない問題、また合併後に設置をするというようなものも含めて今説明をいただいておりますが、お気づきの点等につきましてご質問、あるいはご意見がございましたら、お願いしたいというように思います。

田中委員。

田中委員 現在までは、編入するか新設合併になるかということは保留になっていますよね。 もしそれが違った場合には、いわゆる2番目から12番目の中でもってまた大きな変更があ るとか、調整のし直しがあるとか、そういう問題というのはあるでしょうか。

山岸委員長 議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 第1回目のときもご議論をいただいていると思いますが、合併協議会の中で、その事務事業の一元化の方針につきましては、第2回の中で既に決定をいただいております。それで、これにつきましては、合併の方式のいかんにかかわらず、基本的には、言葉が適切かどうかわかりませんが、大きいところに合わせるという、そういう方針のもとに、合併の方式が決まっていない段階であったわけですが、方針が決まっています。それで、私どもは、冒頭申し上げましたように、その事務事業の一元化の方針に基づいて今回は整理をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

山岸委員長 田中委員。

田中委員 それで、第2回目の任意協議会でもってそういうことが決定されたということなんですが、それは、第2回目の委員会の決定に従ってやっているということと同時に、一般論として、任意、いわゆる編入した場合と、それからそうでない場合とでは、こういう場合についての検討事項というのは異なるのかどうかね。この場合には決定してしまったという

ことなんだけれども、普通はどうなんでしょうね。

山岸委員長 議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 今回、私どもも検討していく中で、一つは、市民なり町民の方に大きな影響を与えるものかどうなのかという、そういう視点も入れながら検討させていただいたわけですが、今回、そういう意味でいうと、当然、間接的には住民の方にも影響は出てくるわけですが、ある意味で、それぞれ1市3町、いろいろな仕組み、制度の中で議会運営がされている。その議会運営がされている、それをどこに合わせるのかということになるわけですが、当然、先ほど申し上げたような、住民の方に直接、では影響がある部分がどこなのか、それが、そのことが原因で1市3町の仕組みが合わせられないのかどうなのかという視点で検討した中では、それほど大きな問題はないのではないかという、そういうことで今回ご提案をさせていただいております。

以上です。

山岸委員長 田中委員。

田中委員 それはわかるんですよ。問題なのは、それは2回目の任意合併協議会で決めたということなので、それはそれでいいんですが、いわゆる合併に関して、一般論として、こういったことをまだ、いわゆる入り口が決まっていないわけですよね。そういったことを普通に議論される問題なのかどうなのかということを確認しているんです。

山岸委員長 合併協議会事務局長。

田所事務局長 一般的な議論といたしましては、やはり基本は、その合併の方式が決まっているということが一番調整はしやすいというようには考えてございます。ただ、今回、先ほど議会の事務局長の方からもお話がございましたとおり、第2回の中でそういったことで決めさせていただいて、調整方針として全体をどういう形で調整するかということで、相模原市の制度を基準に統一、調整。とりあえず統一なり調整なりを行っていきましょうということで現段階では整理させていただいているという考え方でございます。

以上でございます。

山岸委員長 田中委員。

田中委員 わかりました。それで、それは、ではそれとして、あと、この中でもって、基本的にはこの相模原市の制度に統合するというのがほぼ全部ですね。それで、その中でもって、例えば、請願だとか陳情とありますよね。これは、津久井3町の場合には趣旨採択が、これが認められていると。それからもう一つは、陳情者の意見陳述、これについてはどうなんで

すか。いや、全部の町ではなくて、やっているところがあれば。いろいろはいいですが。 山岸委員長 それでは、城山町さんから順次、議会の事務局長から実態をちょっと説明して ください。

城山町議会事務局長。

八木城山町議会事務局長 城山町におきましても、陳情者の方の方から仮に意見陳述の申し出があった場合には、議会運営委員会などに諮りまして、陳述というようなケースも中には出てくるかと思います。

山岸委員長 津久井町議会事務局長。

柳川津久井町議会事務局長 津久井町の議会事務局長でございます。

ただいま城山町の事務局長から説明がございましたように、津久井町においても同様でございます。

山岸委員長 相模湖町議会事務局長。

井草相模湖町議会事務局長 ただいま城山の八木事務局長が話したとおり、相模湖の場合で も、陳情がありました場合には、そういうこともあり得るということです。

山岸委員長 田中委員。

田中委員 それで、この相模原市に統合するという問題ですが、今のような、相模原市の場合には趣旨採択もないと、それから陳述者の意見陳述もないということなので。ただ、市民や、あるいは町民から見た場合には、趣旨採択だとか、そういった意見を述べるとか、そういったものはやはり進んだ段階だと思うんですよね。だから、これはもう少し調整をして、そしてそういった進んだ面を取り入れるということを検討する必要があると思うんですが、そういう余地はないのかどうなのかね。

山岸委員長 議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 私ども、今回ご提案させていただいたものについて、一通りは検討させていただいております。ただ、そこの中で、どの仕組みがよくて、どこの市の、町の仕組みが好ましくない、どちらがいいのかという、そこらあたりにつきましては、事務レベルでは非常に判断の難しいところがございましたので、現在、相模原市の場合もそうですし、城山町さんもそうなんですが、特別委員会等を設置して、議会の活性化について検討がされていると。そういう中では、合併後になるのか、合併前になるのか、そこらあたりは定かではございませんが、いずれにしても、議会のあり方についてはそれぞれ現在のところでも検討がされていますし、新市になった段階でも、必要があれば検討はされていく。そうい

う中で、今の合併に当たってご提案させていただく事務レベルの中で制度をいろいろいじる というのは好ましくないかなと、そんなふうなことで、現行制度を前提にしてご提案はさせ ていただいております。

以上でございます。

山岸委員長 他にご質疑はございますか。

城山町議会事務局長。

八木城山町議会事務局長 先ほどの答弁の中でちょっと紛らわしいところがございますので、 もう一度確認のためにお話をさせていただきます。

従前、そういった陳情の関係というのはほとんどケース的にはございません。先ほど申しましたように、議会運営委員会でいるいるとご検討いただくということもございますし、付託されました委員会の方で、委員会の中で確認をするということにも場合によってはなるかと思いますので。従前は、そういうケースというのはほとんどございませんので。他の町も同様だと思います。

山岸委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒井委員。

荒井(三)委員 2番の政務調査費の関係ですが、3ページの資料にありますとおり、市町によって大分差がございます。先ほど議員報酬につきましては調整方針が示されたわけですけれども、政務調査費についても、できれば、議員報酬と同様に、調整方針に書かれているような内容で一緒にやっていただければありがたいと、そのように思います。

山岸委員長 相模原市議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 先ほど、議員報酬等についてはご提案申し上げましたとおりでございますが、政務調査費についての、この金額の違いを大きな影響と見るのか見ないのかというのが、私ども検討している中でもございました。そういう中で、一つの判断として、金額の差は大きいんですが、金額自体がそれほど大きくないのではないかという判断が1つございました。これが適当かどうかというのはご議論いただきたいと思います。

それとあと一つは、こちらは議員活動をされる中での政務調査費の上限額ということでございますので、そういう意味でも、必ずしも全額が使い切るのかどうなのか。そこらあたりについても議論した中で、これは当然、一つの議員活動最低保障をするという意味であれば、どのような議員の定数等になろうが同額を交付すべきではないかと、そういう結論に事務レ

ベルではなりました。そういう意味では、絶対というものではございませんので、こちらに ついてはひとつこの委員会の中でご議論をちょうだいしたいと、そのように思っております。 山岸委員長 荒井委員。

荒井(三)委員 津久井町では、月額8,000円ということで現在実施をしておりますけれども、この8,000円を決めるに当たってもかなりの時間を要したわけですね。やはり住民感情なんです。と同時に、その必要性。そうした経緯からしましても、先ほど事務局からは上限という規定のようでございますけれども、非常に、方針も含めまして、住民感情、感覚というものは厳しいものがありますので、できればぜひ議員報酬の中で同時に調査、審議をしていただければありがたいと、重ねて意見として申し上げます。

山岸委員長 どうですか、今のご意見について、皆さん方。今、議員報酬と一緒に、定数との絡みもあるから一緒に議論をしたらどうかという提案ですが、今日、12項目のうち、このCランクのものを全部決めなければいけないという性格のものでもないように思いますので、検討の余地があれば、そのようにしたいというように思いますけれども、よろしいですか。

事務局、それでいいわけですね。

それでは、ご提案がございましたように、荒井委員さんの方から、政務調査費についても、 定数との絡みもございますし、議員報酬との関係もあるわけですから、一緒に検討するとい うようなことで意見がございました。では、それをそのようにするということでよろしいで すか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 それでは、12項目のうちの1、2の項目につきましてはそのようにしたいと 思いますので、ご了承いただきたいというように思います。

そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長ないいようでしたら、次の項目に移らせていただきます。

議題(2) その他

山岸委員長 それでは、議題の2、「その他」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

合併協議会事務局長。

田所事務局長 お配りしてございます資料の18ページをご覧いただきたいと存じます。

(2)の「その他」でございます。

まず、1つ、相模原・津久井地域合併協議会の方で、現在まで、まだ合併の方式について 定まってございませんので、今日は、この項目につきましては説明のみということで行わせ ていただきたいと考えております。

「その他」のうちの1つにつきましては、1市3町の議会議員の定数等と、それから任期でございます。この表にございますとおり、相模原市の議会議員定数、法定の上限数は56でございますが、現行の議員定数は46でございます。それから、任期につきましては、平成19年4月29日までということになってございます。平成12年の国勢調査人口をもとに議員1人当たりの人口を割り返しますと、1万3,164人になるという状況でございます。

それから、城山町につきましては、法定上限数26で、現行議員数16名でございます。 それから、任期につきましては平成19年5月7日でございます。

それから、津久井町につきましては、法定上限数26、現行の議員定数が18でございます。議員の任期につきましては平成17年10月25日。

それから、相模湖町につきましては、法定上限数が22で、現行議員定数は12でございます。任期につきましては、平成19年12月31日までということになってございます。

それから、仮に1市3町が合併いたしますと、平成12年の国勢調査人口が66万9,838になるわけですが、この場合につきましても、現行の相模原の法定上限数56と同様の56名ということになるものでございます。

次に、2番の議会の議員の定数及び在任に関する特例につきまして、ご説明を申し上げます。これは合併特例法による特例でございます。

まず初めに、合併の方式によりまして若干異なりますが、地方自治法に基づきます一般原則の方で申し上げますと、新設合併の場合には、すべて議員は身分を失いまして、合併後50日以内に議員の選挙を行うこととされております。

それから、編入合併につきましては、地方自治法による一般原則で申し上げますと、編入する市町村の議員の身分には変動がございません。編入される市町村の議員は、その身分を失うこととなるものでございます。ただ、合併後の議員定数が増加するような場合、こういった場合には、合併後50日以内に増員選挙を行うことができるようになってございます。

以上が、地方自治法による一般原則でございます。

この表の中段以下でございますが、合併特例法による特例がございます。

まず初めに、定数の特例でございますが、新設合併の定数の特例といたしまして、合併する市町村の協議によって決まるわけですが、法定定数の2倍以内で議員定数を設定することができるようになっています。その場合には、合併後50日以内に選挙を行うこととされております。

それから、編入合併の場合の定数の特例でございますが、編入する市町村と編入される市町村の人口比に対しまして、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数として定数加算がされるものでございまして、合併後50日以内に、それぞれの編入される市町村を選挙区、これは旧の市町村を選挙区といたしまして、加算される増員分の増員選挙を行うこととなってございます。その場合に、編入する市町村の議員の方の身分には変動がございません。この特例につきましては、合併後50日以内に定数増の選挙が行われるわけですけれども、その次の最初の一般選挙においても、この定数特例を活用する、使うことができるようになってございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

合併特例法によるもう一つの特例でございまして、在任特例でございます。新設合併の場合につきましては、合併前の市町村の議員全員が、合併後2年以内に限り、引き続き在任ができるというものでございます。現在の相模原市、1市3町の議員さんの合計は92名ということになるわけでございます。全員が引き続き在任できるという特例でございます。

それから、編入合併の場合の在任の特例でございますが、編入される市町村の議員が編入する市町村の議員の残任期間に限り引き続き在任できる。失礼いたしました、これが92名ということで、仮に在任特例を使いますと92名ということで、編入をする市町村の議員の残任期間ということで、そのまま92名が在任するということになるわけでございます。

それから、この在任特例を採用した場合であっても、合併後、最初に行われる一般選挙、 この場合には、先ほど申し上げました定数特例が認められるということで、旧市町村で選挙 区を設けて増員選挙をすることができるということに制度上なってございます。

それから、これらにつきまして、ちょっと図でお示しをしてございますが、19ページの中ほどの図につきましては、新設合併の場合の図でございます。定数特例と在任特例を併用するということはできないことになっておりますが、仮に新設合併がなされますと、定数特例を使う場合には、50日以内に設置選挙。定数2倍以内で設定する設置選挙が50日以内に行われるというものでございます。それから、通常の任期を経た後の次の選挙から一般選

挙ということで、自治法に基づく、あるいは条例に基づく定数での選挙が行われるということになるものでございます。

それから、新設合併の場合の、先に在任特例を使った場合には、2年以内で在任をいたしまして、その後、自治法の原則どおりの設置選挙が行われるということになるわけでございます。

それから、下段の図でございますが、編入合併の場合でございます。この場合も定数特例と在任特例を併用することはできないこととなってございます。編入合併が行われますと、それから50日以内に、まず定数特例を採用した場合には、定数特例に基づく増員選挙を50日以内に行います。その後、編入する市町村の議会の議員の任期まで、その増員された人数の方がそのまま議員としての職を務めていただく。編入する市町村の議会議員の任期に合わせて、再度、定数特例を使って、各選挙区を設けまして、そこで選挙が行われる。その後は通常の任期、そして通常の選挙という形になるものでございます。

それから、在任特例の場合には、編入する市町村の議会議員の任期まで、そのまま在任することができることとなっておりまして、その後、最初の編入する市町村の議会議員の任期が来たときに、最初の選挙のときに、一般選挙ということで、この段階で定数特例、増員選挙の増員をした定数の特例を使いまして、そこでまた選挙ができる。定数特例がまた受けられるということになるものでございます。

定数の関係でございますが、定数特例を使った場合、例えば、編入合併の場合の定数特例を採用した場合の議員定数の推移ということで、20ページに表がございますが、これはA市、B町、C村というふうになってございますが、この場合に、こちらにあるような形で数字的にはなってくるわけでございますけれども、例えば、まだ編入の方式が決まっておりませんので、これからということになりますのであれなんですけれども、仮に相模原に編入ということになった場合にはどうなるかということで、この表で計算をいたしますと、2、2、1というような数字が出てくるというものでございます。これらにつきまして、また改めて、編入の方式等が明確になった段階で、その段階で改めてこのあたりはご説明を申し上げたいというふうに思います。

それから、2 1ページの方をご覧いただきたいと思いますが、2 1ページ、2 2ページに つきましては関連する法律でございます。

2 1ページは地方自治法に基づく定数関係でございますが、この10項にちょっと太字になってございますが、人口50万以上90万未満の市ということで、法定上は56人という

ことで、先ほど申し上げましたとおり、1市3町での合計人口は66万9,838ということでございますので、ここで56という数字になるというものでございます。

それから、22ページにつきましては市町村の合併の特例に関する法律でございまして、 このうちの第6条が議会の議員の定数に関する特例、先ほども説明いたしました定数関係の 特例でございます。

それから、おめくりいただきまして、23ページでございますが、23ページにつきましては、議会の議員の在任に関する特例。こちらの方も先ほど説明させていただきましたが、いわゆる在任特例と言われている内容でございます。第7条がそれに該当いたします。

以上が、「その他」での説明でございます。また、この件につきまして、また改めてご提案をさせていただきますときに、改めてまた詳細について説明はさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

山岸委員長 ただいまの説明に対するご質疑がございましたら、お願いします。

長友委員。

長友委員 今の最後のところに、「この件につきましては改めて提案したときに説明したいと思います」ということだったんですけれども、これは、そうすると、事務局の方からこの部分の提案が具体的に出てくるという認識でよろしいわけでしょうか。

山岸委員長 合併協議会事務局長。

田所事務局長 今日は一応、「その他」ということで、とりあえず制度上の説明だけをさせていただきました。といいますのは、先ほども申し上げておりますけれども、編入の方式がまだ決まってございません。したがいまして、編入の方式によりましてその取扱い等が異なってまいりますので、編入の方式が決められた、その段階以降で、改めてこの内容につきましては説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

山岸委員長 長友委員。

長友委員 説明はわかったんです。では、提案をしてくるということではないわけですね。 これは、合併事務局よりか、議会事務局ですかね。

山岸委員長 相模原市議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 今ご説明申し上げましたのは一般的な特例についてのお話ですが、具体的に、次回、ご提案というよりは、想定されるすべての選択肢について、判断材料

をご提示する、そのようにお受け取りいただいた方が適当かと思います。幾つかある中で、今回でいえば、相模原市の制度に統合するというご提案を私どもの方でさせていただいたんですが、次の定数等については、恐らくそういう形でのご提案というのは非常に難しいと思いますので、例えば、今の特例についても、2種類とか3種類、組み合わせによっては4種類とかあるわけですが、そのほかにも想定されるものがありそうなので、今調べて調べてという言い方は適当ではない。確認を急いでおりますので、先ほどお話がありましたように、相模原は法定定数56を今46にしている。そこで10人がありますので、それも選択肢の1つに加えられないかどうかも含めて、今調べを、確認を急いでいる。ですから、ご提案させてご提案という言い方は適当ではなくて、恐らくご判断をいただく材料をご提示させていただくのかなと、そのように考えてございます。

山岸委員長 ほかにございませんか。

今日の段階では、定数特例等、あるいは在任特例、幾つかの例を説明しておりますが、さらに皆さん方にも、こういったものを基準にそれぞれ検討をいただいて、次回、やはりそれぞれ考え方を皆さんから出していただくような時期になってくるというように思いますが、今日の段階は、説明をいただいた幾つかの例に、プラス、今、議会事務局長が言っておりましたように、法定定数の56、減員条例をつくって10人減らしておりますから、その範囲の活用とかということも検討をしてみるというようなことを今発言されておりますが、それらを含めて、この説明の事項について、さらに皆さん方も検討を加えていただきたいというように思います。まだ判断材料がそろい切っておりませんので、これ以上、今日の段階では審議、検討することはどうかなというように思うんですがね。

小野委員。

小野委員 今、山岸委員長の言われたとおりで、私はいいと思います。その根拠は、あくまでも、この任意協議会は、1市3町のそれぞれの市町の長印をもって、要するに、市長さんなら市長印、相模原市長印、3町なら、そのそれぞれの町の長印ですね。それをもって、議会の議決なしに立ち上がっている協議会でございます。その認識をもってすれば、すべてのことは私は前へ進んでいくのかなと、そんなふうな考え方をしております。あくまでも、これは任意協議会の一つの議員に関する、そこのところを要するに議論しているわけでございますので、そこのところを軸に考えれば、委員長の仰せのとおりで私はいいと思います。

以上でございます。

山岸委員長 それでは、ご意見も出ましたように、この項についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、次の次第として、もう一つ、その他の項が事務局からありましたら。

長友委員 ちょっと質問いいでしょうか。

山岸委員長 はい、どうぞ。

長友委員 先ほどのその12項目のうち、結果的に10項目になったと思うんですけれども、 あれは、先ほどの「ほかにございませんでしょうか」というふうに閉めたか、ちょっと忘れ てしまったんですけれども、あれをもって決定ということなんですかね。

山岸委員長 加えるということでよろしいでしょう。政務調査費も入れると。

長友委員 いや、ですから、その政務調査費の話は次回以降なんだろうとはわかったんですけれども、そのほかの10項目ですか。あれについては、さっきの時点で、この場面ではそれで了承したということになったわけなんですかね。

山岸委員長 了承いただいたという解釈なんですがね。

長友委員 皆さん、そうなんですか。ああ、そうなんですか。いや、いいんです。それだったらいいんです。私は相模原の人間なので、相模原の制度は全部わかっているので、これを見て、相模原に合わせるということばかりだったので、別に何も聞くことはないんですけれども、皆さん方がいいんだったら、いいんです。

山岸委員長 傍聴者の皆さんもいらっしゃっておりますので、誤解があるといけないので申し上げておきますが、この C ランクというのは、極めて事務的なことで済む部分を検討しようということで、その上に B ランク、 A ランクがあって、それは全体的に判断をしなければいけない。こういうことになっているわけでございまして、事務レベルで調整のできる方針というのが C という、そういう解釈でしたね。そういうことでここへ提案されておりますので、事務方で調整をしたという経過があると思いますので。まだ最終決定は、あくまで合併協議会が決めるということですから、定数検討委員会につきましても、この場で決定ができるものではないんですよね。原案は決定するかもしれないけれども、合併協議会へ検討委員会の結果として報告をして、否決をされる場合もあるわけですから。

長友委員 それはいいんです、それはいいんです。

山岸委員長 いや、聞いていらっしゃる方にもひとつご理解しておいていただくことがいい と思いますので、そのように解釈していただければ。

長友委員 皆さんがいいと言っているわけですよね。

山岸委員長 では、先ほどの12のうちの10項目は確認いただいたということで、あとの2項目につきましては、継続して、定数等との関連がございますので、検討いただくということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 そのように決定させていただきます。

その他

山岸委員長 それでは次に、事務局からございますか。

合併協議会事務局長。

田所事務局長 次に、次回の日程でございますが、その前に、大変申しわけございません。 私、先ほど20ページの説明をしている際に、「合併の方式が決まっていない」と言うべき ところを「編入の方式が決まっていない」とちょっと申し上げたようでございます。大変申しわけございません、訂正をさせていただきたいと思います。

それから、その他の3番、次回の日程でございますけれども、7月28日水曜日、午後2時から、相模原市のけやき会館の方で開催をさせていただきたいというように考えてございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

山岸委員長 次回の検討委員会、7月28日、相模原のけやき会館で行うということで、2 時からということでご確認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長では、そのようにお願いいたします。

あとはありませんか。

はい。

田所事務局長 もう1点、お願いでございます。大変恐縮でございますが、次回は7月28日ということで決まっているわけですけれども、その次の回、次々回というんでしょうか。第4回の協議会の日程を、できましたら、次回、合併協議会が7月8日にここであるわけですけれども、その次の合併協議会が8月4日に予定をいたしております。したがいまして、できましたら、8月4日以降で次回の第4回の日程を調整いただければ大変ありがたいと思

っております。よろしくお願いいたします。

山岸委員長 今お話のように、8月4日に次回の任意協がありますので、それ以降で第4回目の調整をしていただきたいと、こういうことでございますので、日程をひとつご検討いただきたいというように思います。

久保田委員。

久保田委員 何か事務局の方で案がありましたら。

山岸委員長 議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 1市3町で今調整をさせていただいている中では、8月9日、10日、あと13日でしょうか。8月9日、10日、13日、この3日間でしたら公的な日程が入っておりませんので、もしここの3日間の中でお決めいただければ幸いでございます。山岸委員長 いかがですか。今、9日、10日、13日という3日間の予定でご都合のよろしい日にということですが、各町でそれぞれ。

小野委員。

小野委員 今、委員長、決めなければいけないんですか。要するに、それぞれスケジュールが、委員さんはあろうかと思うんですね。今、要するに、それを持っている人はいいでしょうけれども、持っていない委員さんもいるかと思うんですよ。それをできれば委員長の采配で預かっていただいて、そして、要するに、その調整をした中で委員長が決めていただくと、このことを提案申し上げます。

長友委員 それは今決めましょうよ。今決めましょうよ。

山岸委員長 そうですか。

長友委員 はい。前回もそういう話をしているわけですから、以後の日程については。 久保田委員 早めに決めておいた方がいいでしょう。

長友委員 はい、しているわけですから。

山岸委員長 ほかの町はどうですか。予定があるから、決めれればあれですが。

長友委員 後で調整の方が、余計予定が入ってしまって大変になると思いますよ。

山岸委員長 はい。

田中委員 今、入り口がまだ決まっていないわけですよね。それで、8日にやって、8月のまた4日ですかにやると。そういうことでもって、決まるのか決まらないのかも、今、非常に流動的なのでわからないと。だから、今言われたような8月9日から13日の間ぐらいにやりましょうぐらいでいいのではないですかね。それでないと、それが決まらないのにこれ

をやっていてもしようがないのかなと思うんですよね。

長友委員 逆ですよ。決まらなかったら延期すればいいんですよ。

田中委員 決まらなかったら延期をするということを確認するわけですか。

長友委員 例えば、そういうこともありだという。

山岸委員長 はい。

小野委員 先ほど来から、私、気になっていることがあるんです。任意といえども、正副委員長がいて、そこの中で傍聴者もいる中で、要するに、委員長の許可なく発言するのは、私はいかがなものかと思うんですね。そこは、委員長がきちんと要するに精査していただきたいと思いますので、ご提言申し上げます。

以上です。

山岸委員長 どうしますかね。今決めるべきだという意見と、もう少し先にいってからということのようですが。

荒井委員。

荒井(三)委員 次回は、先ほどの議員定数、任期の関係等が議題になるわけですから、なるべくなら全員参加をぜひしてほしい。今日、たまたま1人欠席ですけれども。そういう意味からしますと、できれば今日、ほぼ参加されているわけですから、日にちの方を決めていただければ大変ありがたいというふうに思います。

山岸委員長 どうぞ。

荒井(正)委員 荒井です。今、事務局の方から、8月9日、10日、13日。これは、うちの方の事務局の方も、多分、その日の日程があいているのでその日を言ったと思いますので、ここのところの中で、9日か10日か13日。これだけいますので、この中で皆さんの都合のいい日を選んでいただければ決まると思いますけれども、いかがなものでしょうか。山岸委員長 議会事務局長。

白井相模原市議会事務局長 今、最終調整をしたんですが、8月10日が、この1市3町の中ですと、一番無理なく、多分。あとは委員さんのご事情だと思いますが。

山岸委員長 いかがですか。今お話がありましたように、8月10日ということで。 田中委員。

田中委員 さっき言いましたように、では、場合によっては延期もあり得るということだけ 確認したいと思います。

山岸委員長 それでは、正式に、第4回、次回ですね。8月10日ということで日にちを設

定させていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 ほかにはもうないですか。

はい。

長友委員 時間とか場所とか。

山岸委員長 時間と場所はどうですか。

協議会事務局長。

田所事務局長 一応10日ということで仮押さえさせていただきまして、午前、午後と会場の関係もちょっとございますので、できましたら、なるべく早く会場を押さえまして、時間等も調整したいというふうに思います。申しわけございません。

山岸委員長 よろしいですか。

閉 会

山岸委員長 ほかにないようでしたら、今日は終わりですね。それでは、事務局の方からは ほかにないようでございますので、委員の皆さんから、特にこの点はとかということがござ いましたら、お願いしたいというように思います。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

山岸委員長 ないようでしたら、この程度に本日はとどめまして、閉会させていただきます。 大変どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 3時15分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定により署名する。

平成16年8月10日

会議録署名人 佐藤賢司

会議録署名人 荒 井 三 和